

第五十一号議案

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五二三、〇〇〇円」を「五二四、〇〇〇円」に、「四二九、〇〇〇円」を「四三〇、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都収用委員会委員及び予備委員の報酬の額を改定する必要がある。